

平成31年度川崎市巡回相談・越年対策及びアフターケア事業概要

1. 巡回相談事業（市内ホームレス数 平成30年1月現在300人）

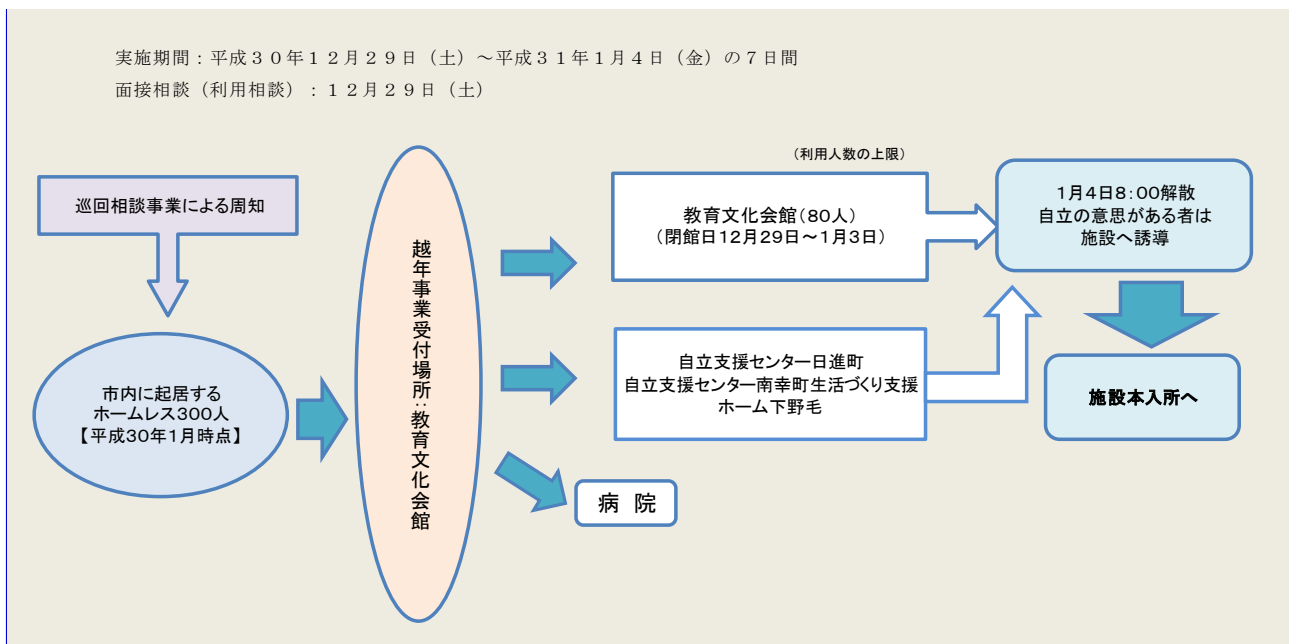
本事業は、市内に起居するホームレスに対して訪問相談を実施し、一人ひとりの生活状態や健康状態を把握するとともに、生活保護等福祉制度の案内、ホームレス自立支援センター、福祉事務所、病院などへつなげるなどそれぞれの状況に即した支援を行う。

また、台風や降雪時の警戒の呼びかけ、健康状態が悪化した者や、歩行困難に陥った者の搬送など緊急時の対応も併せて行う。

2. 越年対策事業

年末年始において、休業により就労の機会が得られないなどの事情を抱えるホームレスに対し、宿所、食事、健康相談等のサービスを提供し、最低限度の生活を保障するとともに、本事業の利用を機会に自立への意欲の向上を図り、適切な自立支援施策につなげる。

（参考 平成30年度実施概要）



3. アフターケア事業

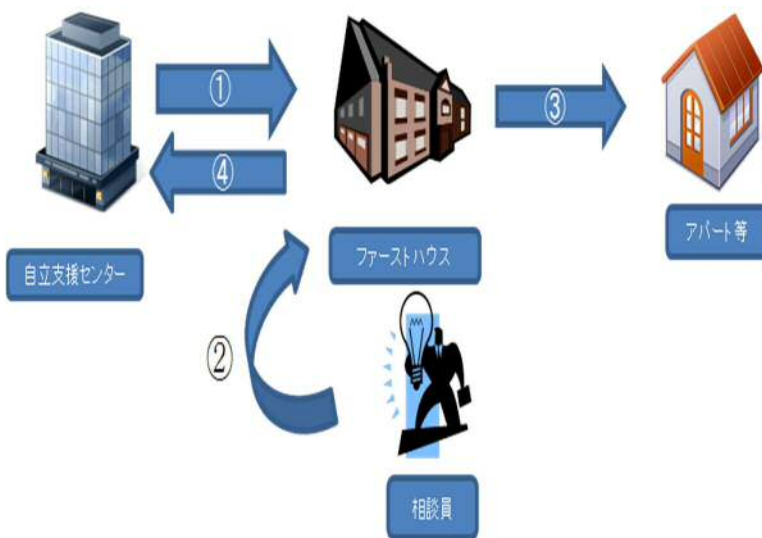
自立支援センター退所後の再野宿の防止のため、民間アパートなどの転居先を訪問し、地域生活移行支援（ゴミ出し、日常生活における助言・指導、金銭管理）を実施したり、市営住宅などを活用し単身居宅生活に向けた生活訓練を行うファーストハウスを実施する。

（1）アフターケア支援（民間アパート等へ転居した者への相談支援）



- ① 利用者が自立支援センターを自立退所し、民間アパート等に入居する。
- ② 民間アパート等に入居後、アフターケア相談員の訪問、電話等による生活相談、就労相談等を行う。

（2）ファーストハウス



- ① 対象者をファーストハウスに入居させる
- ② ファーストハウスでの支援を実施する
- ③ または④へ
- ③ 生活訓練が終了し、一人暮らしが可能と判断された者については、アパートへ転居する
- ④ 金銭管理等に課題があり、一人暮らしが難しいと判断されたものについては、センターに戻り、センターで再度支援を受ける